

相談窓口の設置について

体罰，セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及びいじめの早期発見のために「相談窓口」を設置していますので，遠慮なく相談してください。

○体罰等……体罰及び不適切な指導

体罰：懲戒の内容が身体的性質のもの，すなわち，身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る，蹴る等），被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断されるもの。

不適切な指導：体罰には該当しないものの，体罰につながりかねない不適切な言動。

○セクシュアル・ハラスメント……職員による幼児児童生徒に対する性的な言動に起因して，当該幼児児童生徒が一定の不利益な取扱いを受けたり，当該幼児児童生徒の学習環境が害されたりすること。

○いじめ……当該児童生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの。

相談窓口担当者	校長	小田 浩
	教頭	山根 伸浩
	養護教諭	藤井 英子
		(0823-72-5577)

呉市教育委員会相談窓口	(0823-25-3454)
呉市教育相談センター	(0823-25-3519)
広島県教育委員会相談窓口	(082-513-4917, 4918, 4919)
県立教育センター相談ダイヤル	(082-427-3076)